

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の額のうち学校の  
設置者が保護者等から徴収する額を定める規則の一部改正について

1 提案理由

災害共済給付制度について、要保護児童生徒等の共済掛金の保護者負担額を徴収しないための規定を整備する必要があるため

2 改正の概要及び改正案

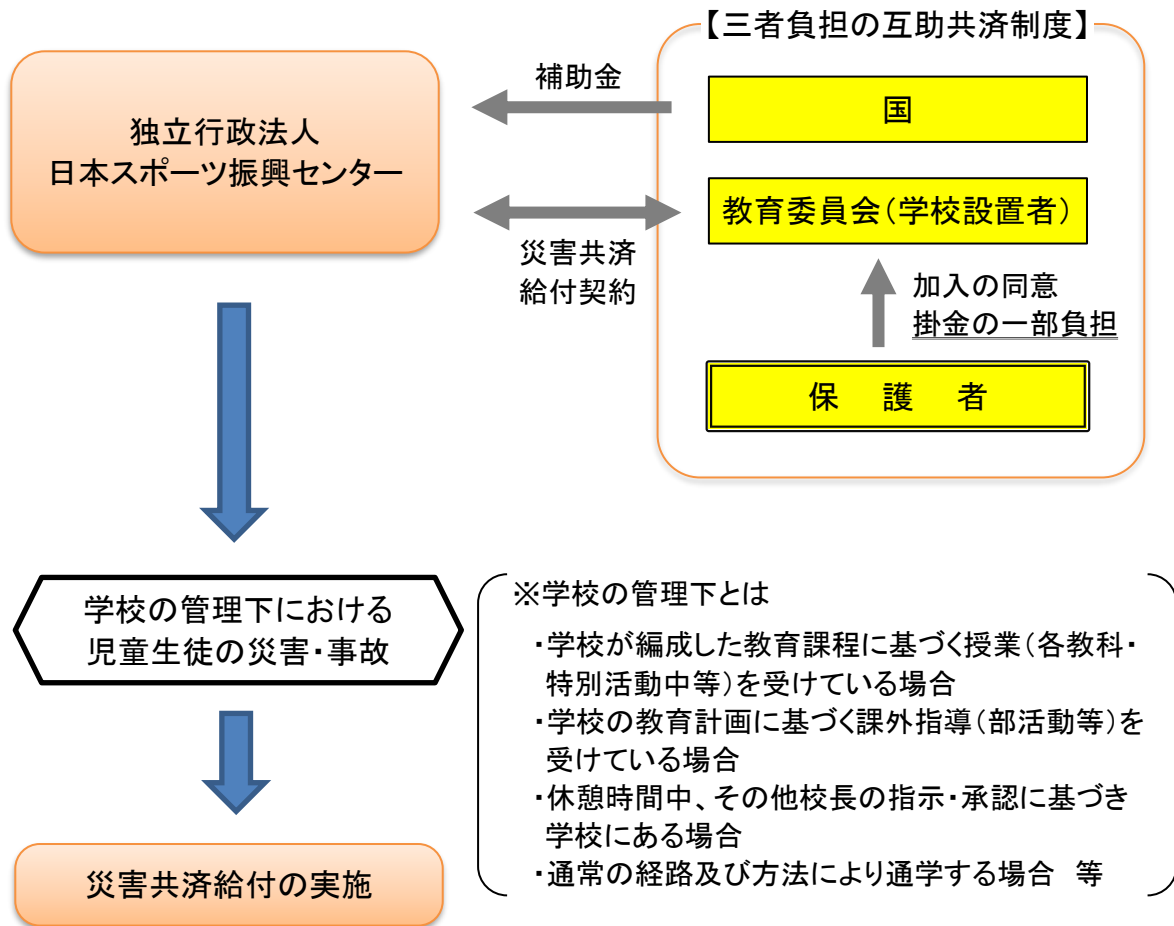
別添のとおり

3 施行年月日

令和6年4月1日

## 災害共済給付制度の概要

学校の管理下で、児童生徒等の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)が発生したときに、災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付)を行う国・学校の設置者・保護者の三者の負担による共済制度



### <災害共済給付の内容>

災害等の種類	災害等の範囲	給付金額
負傷	療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	療養に要する費用の額の 4/10
疾病	療養に要する費用の額が5,000円以上のもの のうち、内閣府令で定めているもの ・学校給食等による中毒    ・負傷による疾病 ・漆等による皮膚炎        ・熱中症 等	
障害	負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害	障害見舞金 (4,000万円～88万円)
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円
	◆突然死の場合 運動などの行為に起因する突然死 運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円

# 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の額のうち学校の設置者が保護者等から徴収する額を定める規則の一部改正について

## 1 改正内容

### (1) 概要

災害共済給付制度について、要保護児童生徒等の共済掛金の保護者負担額を徴収しないための規定を整備するもの

本県における児童生徒等1人当たりの共済掛金の額（年額）及び負担内訳

区 分		一般		準要保護		要保護	
		設置者	保護者	設置者	保護者	設置者	保護者
中学校		920円		920円		40円	
		460円	460円	460円	460円	20円	20円
高等学校	全日制課程	2,150円		—		—	
		380円	1,770円	—	—	—	—
	定時制課程	980円		—		—	
		180円	800円	—	—	—	—
	通信制課程	280円		—		—	
		70円	210円	—	—	—	—
特別支援学校	幼稚部	270円		—		—	
		50円	220円	—	—	—	—
	小学部及び中学部	920円		920円		40円	
		460円	460円	460円	460円	20円	20円
	高等部	2,150円		—		—	
		380円	1,770円	—	—	—	—

<独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条>

4 前項の学校の設置者は、当該災害共済給付契約に係る児童生徒等の保護者から、第一項の共済掛金の額(第二項の場合にあっては、同項の政令で定める額を控除した額)のうち政令で定める範囲内で当該学校の設置者の定める額を徴収する。ただし、当該保護者が経済的理由によって納付することが困難であると認められるときは、これを徴収しないことができる。

### (2) 主な改正箇所(第2条第2項追加)

第二条 前条に規定する保護者等から徴収する額は、次の表のとおりとする。

区 分		徴 収 す る 額
中学校		共済掛金の額の十分の五の額
高等学校	全日制課程	千七百七十円
	定時制課程	八百円
	通信制課程	二百十円
特別支援学校	幼稚部	二百二十円
	小学部及び中学部	共済掛金の額の十分の五の額
	高等部	千七百七十円

#### 第2項【新設】

前項の規定にかかわらず、保護者等が法第29条第2項各号のいずれかに該当する場合は、前項の表に掲げる額を徴収しない。

<法第29条第2項各号の対象>

- ・要保護児童生徒：生活保護法による保護を受けている世帯の児童生徒
- ・準要保護児童生徒：要保護者に準ずる程度に困窮している者

## 2 改正案

別添資料

## 3 施行年月日

令和6年4月1日

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の額のうち学校の設置者が保護者等から徴収する額を定める規則の一部を改正する規則（案）

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の額のうち学校の設置者が保護者等から徴収する額を定める規則（昭和三十五年石川県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成十四年法律第百六十二号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第二条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、保護者等が法第二十九条第二項各号のいずれかに該当する場合は、前項の表に掲げる額を徴収しない。

#### 附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

○独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の額のうち学校の設置者が保護者等から徴収する額を定める規則（昭和三十五年石川県教育委員会規則第五号）新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条 この規則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号、以下「法」という。）第十七条第四項及び第三十条の規定により災害共済給付に係る共済掛金の額のうち学校の設置者が保護者等から徴収する額を定めることを目的とする。</p> <p>第二条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、保護者等が法第二十九条第二項各号のいずれかに該当する場合は、前項の表に掲げる額を徴収しない。</p>	<p>第一条 この規則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）第十七条第四項及び第三十条の規定により災害共済給付に係る共済掛金の額のうち学校の設置者が保護者等から徴収する額を定めることを目的とする。</p> <p>第二条 略</p>